

# 車体整備士合格証書 を受け取るまでの流れ

---

学校ホームページの「卒業生の方へ」の新着情報に掲載しています

ので各自で開いて確認しながら説明を聞いてください

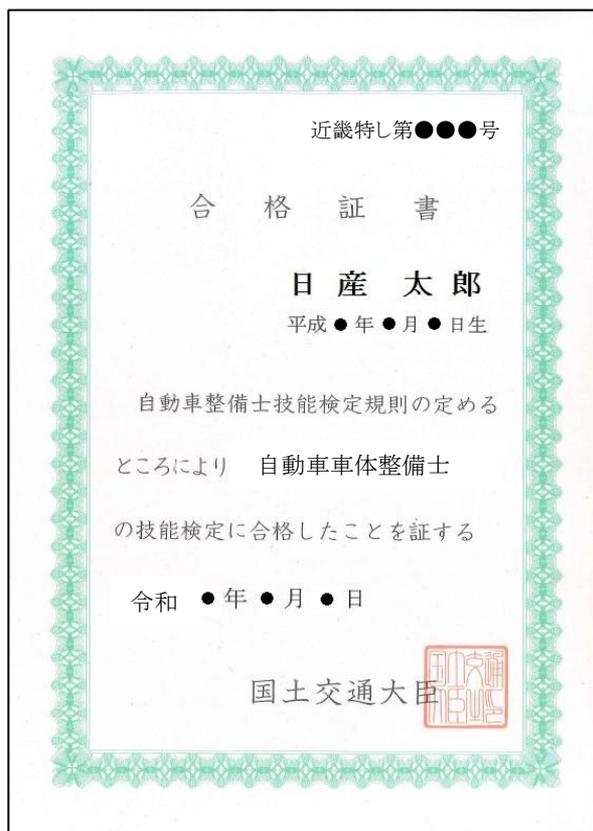


<https://www.nissan-gakuen.ac.jp/kyoto/archives/10106.html>

# はじめに

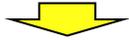
車体整備士としての合格証書（下図見本）を受け取るために、このしおりの内容をよく理解してください。

車体整備士資格は自動的に与えられません。自分で手続きをする必要があります。その手順を確認していきましょう。



# 1. 登録試験受験後の流れ

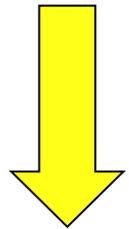
- 1) **登録試験結果発表 4/7** 京都府整備振興会のHPにも掲載



- 2) 結果通知が自宅に届きます（発表日又はその翌日）

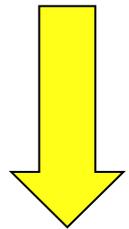


- 3) 登録試験合格証書を学校が受領し、自宅へレターパックで郵送します：4月中旬～



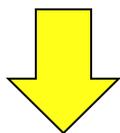
学校から送られる合格証書は **筆記試験の合格証**です。  
これだけで正式には認められません。

- 4) **【重要】** 全部免除申請を近くの整備振興会で各自行なってください  
(就職先が代行してくれる場合がありますので、確認してください。)



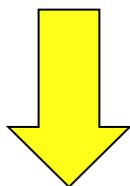
全部免除申請は**実技試験免除**の申請です。  
この申請をすることで正式に合格となります。

5) 「検定合格番号のお知らせ」が整備振興会から届きます



「近畿特し●●●号」といった番号です

6) 「自動車車体整備士合格証書※2ページ目の見本図」を整備振興会で受け取ります：申請後2か月程度



この合格証書を受け取って本当の車体整備士です。  
再発行されませんから、大切に保管してください。

7) 【推奨】自動車整備士手帳の申請



任意ですが、あると様々な申請で便利になります

ここまで手続きが完成したら、あなたは自動車車体整備士となります。

## 2. 全部免除申請について ～重要事項～

合格発表後、4月中旬以降に学校から「登録試験合格証書」が送られてきますが、これは単なる“筆記試験の合格証”です（車体整備士としての効力はありません）。

本来はこのあと実技試験を受け、合格することで検定合格証（車体整備士合格証書）が交付されますが、日産学園卒業生はこの実技試験が免除されています。そのため、実技試験を免除して検定合格証を請求するためにこの「**全部免除申請**」を行います。

**車体整備士資格を取得するために、絶対に申請してください。**

**※二級整備士資格は学校で代行しましたが、今回はありません！**

※申請は、就職先が行なってくれる場合がありますので確認してください。

申請用紙は自分の生活拠点近くの整備振興会で購入（申請書、通知はがき等300円）し、手数料として2,450円の収入印紙を貼って提出します。

その際、登録試験合格証、**卒業証書**、印鑑を持参してください。

**申請期限は合格日から2年以内です。**

 申請して車体整備士合格証書を受領しないと学校で学んだ意味がなくなります。期限が過ぎると取り返しがつきません。

### 3. 証書の名前について

登録試験の合格証書の氏名の漢字が常用漢字でない（旧字体など）場合は、合格証の名前が「カタカナ」表記になっています。

常用漢字外（旧字体）での名前の表記を希望する場合は、全部免除申請時に名前の欄に丁寧にその字を書いておけば、車体整備士合格証書には旧字体でも表記してもらえます。

### 4. 整備士手帳について

手帳の申請は、生活拠点（地元）の自動車整備振興会にあなたの資格を登録するためのものです。車体整備士合格証書到着後、「整備士手帳」の申請を随時してください。

整備主任・検査員の講習時に必要となりますので、申請しておいた方がいいでしょう。

※詳細は、それぞれの地域の自動車整備振興会により異なることがありますので、事前に各整備振興会（HPなど）へ問い合わせして下さい。

※整備士合格証書、卒業証書、印鑑、写真、手数料が必要になります。